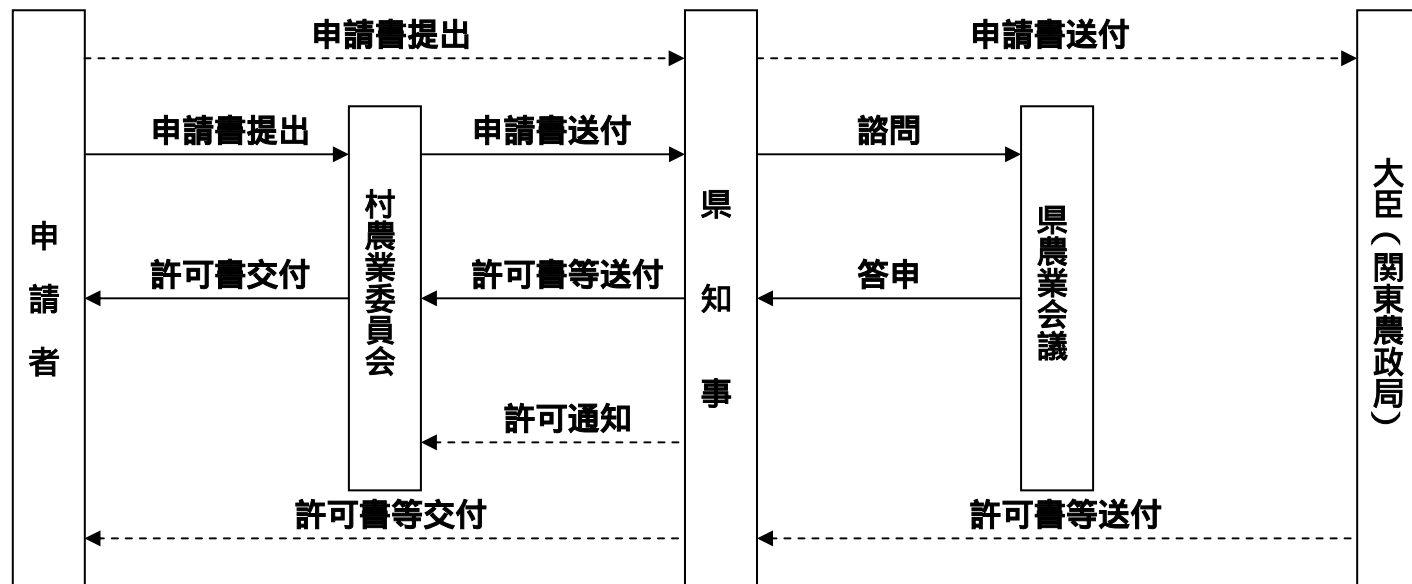


農地転用許可手続きの流れ



----- 大臣許可（4ヘクタールを超える場合）

———— 知事許可（4ヘクタール以下の場合）

村農業委員会及び県農業会議は毎月1回（村農業委員会は26日前後、県農業会議は原則第3水曜日）開催されます。
 なお、村農業委員会へは毎月10日が締め切りとなります。

知事許可において、1,000平方メートル以上は県農地課所管、1,000平方メートル未満は県央地域県政総合センター所管となります。

お問い合わせは、

清川村農業委員会
 046 - 288 - 3864（直通）
 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216

又は

県央地域県政総合センター 農地課
 046 - 224 - 1111（代表）
 厚木市水引 2 - 3 - 1